

市・県民税・森林環境税納税通知書の見方

① 通知票番号

② 納税者氏名 (支店名)

③ 口座番号

④ 振替方法

⑤ 口座振替 (口座名義人)

⑥ 納期限

⑦ 納税額

⑧ 納税方法

⑨ 納税期限

⑩ 納税額

⑪ 納税方法

⑫ 納税期限

⑬ 納税額

⑭ 納税方法

⑮ 納税期限

⑯ 納税額

⑰ 納税方法

⑱ 納税期限

⑲ 納税額

⑳ 納税方法

㉑ 納税期限

㉒ 納税額

㉓ 納税方法

㉔ 納税期限

㉕ 納税額

㉖ 納税方法

㉗ 納税期限

㉘ 納税額

㉙ 納税方法

㉚ 納税期限

㉛ 納税額

㉜ 納税方法

㉝ 納税期限

㉞ 納税額

㉟ 納税方法

㊱ 納税期限

㊲ 納税額

㊳ 納税方法

㊴ 納税期限

㊵ 納税額

㊶ 納税方法

㊷ 納税期限

㊸ 納税額

㊹ 納税方法

㊺ 納税期限

㊻ 納税額

㊼ 納税方法

㊽ 納税期限

㊾ 納税額

㊿ 納税方法

① 市・県民税・森林環境税の年税額

給与特徴・年金特徴に該当する場合は、その内訳も併せて記載しています。

② 納付方法

振替口座を登録している方のみ記載しています。振替方法は、期別または全期となります。

③ 各期の納付額と納期限

各期の納付額や納期限を記載しています。口座振替の場合は、各納期限に口座から差し引きします。

④ 公的年金からの仮徴収税額

今年度も継続して年金特別徴収を行う場合は、前年度の年金特徴税額の1/6の金額を、仮徴収税額として4・6・8月に公的年金から特別徴収します。

⑤ 公的年金からの本徴収税額

「年金特別徴収税額－仮徴収税額」の残額を、本徴収税額として10・12・翌年2月に公的年金から特別徴収します。

⑥ 来年度の仮徴収税額

来年度も引き続き公的年金からの特別徴収の対象となる場合は、本年度の年金特徴税額の1/6の金額を翌年4・6・8月に特別徴収します。

⑦ 所得金額等

⑧ 所得控除額

⑨ 扶養親族該当区分

⑩ 本人該当区分

⑪ 課税標準額

⑫ 算出税額

⑬ 所得金額等

⑭ 所得控除額

⑮ 扶養親族該当区分

⑯ 本人該当区分

⑰ 課税標準額

⑱ 算出税額

⑲ 所得金額等

⑳ 所得控除額

㉑ 扶養親族該当区分

㉒ 本人該当区分

㉓ 課税標準額

㉔ 算出税額

㉕ 所得金額等

㉖ 所得控除額

㉗ 扶養親族該当区分

㉘ 本人該当区分

㉙ 課税標準額

㉚ 算出税額

㉛ 所得金額等

㉜ 所得控除額

㉝ 扶養親族該当区分

㉞ 本人該当区分

㉟ 課税標準額

㊱ 算出税額

㊲ 所得金額等

㊳ 所得控除額

㊴ 扶養親族該当区分

㊵ 本人該当区分

㊶ 課税標準額

㊷ 算出税額

㊸ 所得金額等

㊹ 所得控除額

㊺ 扶養親族該当区分

㊻ 本人該当区分

㊼ 課税標準額

㊽ 算出税額

㊾ 所得金額等

㊿ 所得控除額

① 所得金額等

所得の種類とその金額を記載しています。
給与と公的年金等については収入金額と所得金額を、それ以外については所得金額のみを記載しています。

② 所得控除額

所得控除の種類と控除額を記載しています。

③ 扶養親族該当区分・本人該当区分

扶養している方の区分や人数、障害者控除や寡婦・ひとり親控除等の該当状況を記載しています。

④ 課税標準額

税額計算の基礎となる額（総所得金額等－所得控除）を記載しています。（千円未満切り捨て）

⑤ 算出税額

総合課税分は、課税標準額に税率（市民税6％・県民税4％）を乗じた額が「税額控除前所得割額」となります。
ここから記載している税額控除（寄付金控除や住宅ローン控除等）を引いて所得割額を計算します。
「所得割額＋均等割額＋森林環境税額＝年税額」となります。
※土地建物や株式等の譲渡など、分離課税分がある場合は、分離課税用の税率で計算します。

市民税・県民税・森林環境税の賦課について

1. 課税の根拠

別記の課税は、地方税法並びに諏訪市税条例及び長野県県税条例の規定に基づいて賦課したものです。

市・県民税・森林環境税を納める義務のある人

- その年の1月1日現在諏訪市に住所を有する個人・・・均等割額、所得割額及び森林環境税の合計額
- その年の1月1日現在諏訪市に住所を有しないが、諏訪市内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人・・・均等割額

2. 審査請求

この税の賦課について不服がある場合は、この納税通知書を受け取った日の翌日から起算して3月以内に諏訪市長に対して審査請求をすることができます。この税額の決定の取消しを求める訴えは、前記の審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内に諏訪市を被告として（諏訪市長が被告の代表者となります）提起することができます。

なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から3月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続上の執行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の事態があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

3. 延滞金

税金を納期限までに納付しないとき、納期限の翌日から納入の日までの期間の日数に応じ、税額（1,000円未満の端数があるときは、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又は全額を切り捨てます）に年14.6%（納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3%）の割合（当該期間の属する各年の租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合に年1%の割合を加算した割合（以下「延滞金特例基準割合」といいます）が年7.3%の割合に満たない場合には、その年中においては当該延滞金特例基準割合に年1%の割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3%の割合を超える場合には、年7.3%の割合）とします）を乗じて計算した金額の延滞金が徴収されます。

4. 滞納処分

督促状を交付してから10日を経過した日までに納付されないときには、地方税法の規定により滞納処分を受けることになります。

<令和8年度市民税・県民税・森林環境税の計算及び税率>

○均等割

市民税は3,000円、県民税は1,500円（うち500円は「長野県森林づくり県民税」）が課税されます。また、森林環境税として、市・県民税の均等割と併せて1,000円が課税されます。

○所得割

前年の所得金額に応じて、以下の計算式で算出した金額が課税されます。

課税標準額×税率－調整控除－そのほかの税額控除－所得割の金額

(1) 課税標準額

課税標準額は、前年分の総所得金額等から所得控除を差し引いた金額（1,000円未満の端数切り捨て）です。

(2) 税率

①総合課税所得分税率表

市民税	6%	県民税	4%
-----	----	-----	----

②分離課税所得分税率表

区 分			市民税	県民税
長期譲渡	一般		3%	2%
	優良住宅地等	2,000万円以下の部分	2.4%	1.6%
		2,000万円超の部分	3%	2%
	居住用財産	6,000万円以下の部分	2.4%	1.6%
		6,000万円超の部分	3%	2%
短期譲渡			5.4%	3.6%
株式等譲渡所得			3%	2%
上場株式等の配当等（申告分離課税を選択した場合）			3%	2%
先物取引			3%	2%

(3) 所得控除

控除の種類	控除額	内 容		
雑損控除		実質損失額－総所得金額等の合計額×10%又は災害関連支出の金額－5万円のうちのいずれか多い方の金額		
医療費控除		医療費の実負担額－（10万円と総所得金額等の5%のいずれか低い金額）（限度額200万円） ※地方税法附則第4条の5の規定の適用を選択する場合、特定、費用医療品等購入費－1万2千円（限度額8万8千円）		
社会保険料控除		支払額		
小規模企業共済等掛金控除		第1号共済掛金、確定拠出年金掛金、心身障害者扶養共済掛金の合計額		
生命保険料控除	合計7万円 （上限）	支払額に応じて、同一一般分・旧年金分は各3万5千円、新一般分・新年金分・介護保険分は各2万8千円まで。それぞれの控除額を合計して上限7万円。		
地震保険料控除	2万5千円 （上限）	地震保険料は支払額の1/2。旧長期損害保険料は支払額に応じて1万円まで。両方ある場合、上限2万5千円。		
寡婦控除	26万円	死別、離別により、所得・扶養による条件あり		
ひとり親控除	30万円	住民票の簿籍に「夫（未婚）」、「妻（未婚）」の記載があるが、合計所得金額が500万円以下で、総所得金額等の合計額が58万円以下の世帯を一定とする世帯控除		
勤労学生控除	26万円	特定の学校の学生で、合計所得金額が85万円以下かつ給与所得等以外の所得金額が10万円以下の者		
配偶者控除	一般	33万円	以下の老人扶養対象配偶者に該当しない配偶者	
	老人	38万円	昭和31年1月1日以前生まれの配偶者	
	特別控除	33万円～3万円	合計所得金額が58万円を超え133万円以下の配偶者	
扶養控除	一般	33万円	平成22年1月1日以前に生まれた人で、以下の特定・老人扶養に該当しない扶養親族	
	特定	45万円	平成15年1月2日から平成19年1月1日までの間に生まれた扶養親族	
	特定親族特別控除	45万円～3万円	合計所得金額が58万円を超え123万円以下の特定親族	
	老人	別居	38万円	昭和31年1月1日以前に生まれた扶養親族
	同居	45万円	上記のとおり、特別親族またはその配偶者の直系尊属で、納税者またはその配偶者のいずれかと同一世帯の扶養親族	
障害者控除	普通	26万円	本人、控除対象配偶者や扶養親族（16歳未満の人を含む）の中に障害者がいる場合	
	特別	30万円	控除対象配偶者や扶養親族（16歳未満の人を含む）が特別障害者で、本人・配偶者または同一世帯の親族のいずれかと同居している場合	
	同居特別	53万円	控除対象配偶者や扶養親族（16歳未満の人を含む）が特別障害者で、本人・配偶者または同一世帯の親族のいずれかと同居している場合	
基礎控除	43万円～15万円	納税者本人の合計所得金額により減額		

※配偶者控除額…扶養される配偶者（事業専従者を除く）の合計所得金額が58万円以下の場合に控除。ただし、納税者本人の合計所得金額が1,000万円以下の人に適用。また、合計所得金額が900万円超の人は控除額が減額。

※扶養控除額…扶養される者（配偶者及び事業専従者を除く）の合計所得金額が58万円以下の場合に適用。

※16歳未満（平成22年1月2日以後生まれ）の扶養親族についての扶養控除はなし。ただし、市民税・県民税の均等割や所得割の非課税限度額の計算と課税判定、障害者控除や寡婦・ひとり親控除の要件判定の対象となる。

(4) 税額控除

○調整控除

市民税・県民税と所得税の人的控除額の差に基づく負担増を調整するため、所得割額から次の額が減額されます。

納税者本人の合計所得金額が2,500万円以下の場合、以下の区分に応じた金額

○課税標準額が200万円以下の場合

①と②のいずれか小さい額の5%（市3%、県2%）

①人的控除額の差の合計額 ②課税標準額

○課税標準額が200万円超の場合

〔人的控除額の差の合計額－（課税標準額－200万円）〕×5%

ただし、この額が2,500円未満の場合は2,500円となります。

○寄附金税額控除

基本控除額：（都道府県、市区町村、長野県共同募金会、日本赤十字社長野県支部及び諏訪市や長野県が条例指定した団体等・法人に対して行った寄附金の合計額と「総所得金額等の合計額の30%」のいずれか低い方の金額－2,000円×10%

特別控除額（市民税・県民税所得割額の20%が上限）：（都道府県、市区町村（総務大臣の指定を受けたものに限る）に対して行った寄附金額－2,000円）×（地方税法に定める割合）

○配当控除

種類	課税所得金額		1,000万円以下の部分		1,000万円超の部分	
	市民税	県民税	市民税	県民税	市民税	県民税
利益の配当等	1.6%	1.2%	0.8%	0.6%		
証券投資信託	0.8%	0.6%	0.4%	0.3%		
域外貸付等証券投資信託	0.4%	0.3%	0.2%	0.15%		

○住宅借入金等特別税額控除

前年分の所得税において平成21年から令和7年までの入居に係る住宅借入金等特別控除の適用を受けた場合、①から③を控除した金額（前年分の所得税に係る課税総得金額等の100分の5に相当する金額（97,500円を限度）を超える場合には、当該金額）に下記の割合を乗じた金額

ただし、居住年が平成26年から令和3年まで（地方税法附則第61条の規定の適用がある場合は令和4年まで）であって、特定取得、特別特定取得（特別取得及び特別特別取得を含む）又は特別特別特別取得に該当する場合には、「100分の5」を「100分の7」と、「97,500円」を「136,500円」として計算した金額

①前年分の所得税に係る住宅借入金等特別控除額（特定増改築等に係る住宅借入金等の金額又は平成19年若しくは平成20年の居住年に係る住宅借入金等の金額を有する場合には、当該金額がなかったものとして計算した金額）

②前年分の所得税の額（住宅借入金等特別控除等適用前の金額）

市民税	3/5	県民税	2/5
-----	-----	-----	-----

○配当割額控除及び株式等譲渡所得割額控除

市民税	3/5	県民税	2/5
-----	-----	-----	-----

<納税の方法>

○普通徴収

年税額（所得割額・均等割額）を第1期・第2期・第3期・第4期の4回に分けて納付していただきます。ただし、年税額が2以上の納期に分割し納入する場合は、納期ごとの分割金額に1,000円未満の端数があるときは、その端数金額は全て最初の納期分に合算され、徴収されます。

○公的年金からの特別徴収（令和8年4月1日現在65歳以上の方）

①初めて公的年金からの特別徴収対象者になった方及び令和7年度の途中で公的年金からの特別徴収が停止になった方

令和8年度は公的年金等に係る所得に対する税額の2分の1を普通徴収で納付していただきます。残りの2分の1は公的年金の支払者が10・12・2月支給分の年金から特別徴収します。

②昨年に引き続き公的年金から特別徴収される方

令和7年度から引き続き、市民税・県民税が公的年金から特別徴収される方は、公的年金に係る所得に対する税額の全額を、公的年金からの特別徴収により納付していただきます。公的年金から特別徴収する額が、仮特別徴収の税額より少ない方には、後日還付通知を送付します（未納の市税がある場合は充当することがあります）。

③来年度も公的年金からの特別徴収の対象となる方

令和8年度において公的年金からの特別徴収の対象者であり、来年度も引き続き公的年金の支払を受ける場合は、「来年度も引き続き公的年金からの特別徴収の対象となる場合に、来年度の4月から8月の公的年金から特別徴収される月と金額（仮徴収税額）」欄記載額を、公的年金の支払者が4・6・8月支給分の年金から特別徴収します（地方税法第321条の7の8）。

④令和8年度の途中で公的年金からの特別徴収が停止になった方

税額変更や転出等により、令和8年度の途中で公的年金からの特別徴収が停止になった場合、残りの税額は普通徴収で納付していただきます。

<お問い合わせ>

諏訪市役所税務課市民税係（1階⑧番窓口）
〒392-8511 長野県諏訪市高島一丁目22番30号
電話 0266-52-4141 内線131・132・133